

令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、令和2年7月豪雨による被災の状況を踏まえ、災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該地域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを図るため、市町村に対し、予算の範囲内において「令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（以下、「交付金」という。）」を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金交付規則（昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付対象事業費及び補助率等）

第2条 交付金の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は、市町村が事業主体となつて行われる別表に掲げる事業とし、交付対象事業に要する経費（以下、「交付対象事業費」という。）、交付率、交付上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手または完了している事業も含むものとする。

（交付金の交付対象者）

第3条 交付金の交付対象者は、令和2年7月豪雨による被災市町村とする。

（交付金の交付の申請及び実績報告）

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書および実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。

（交付金の交付の決定及び額の確定の通知）

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による交付金額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

（交付金の請求）

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

（財産の処分の制限）

第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する政令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間または10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

（証拠書類の保管）

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要項は、令和2年(2020年)11月30日から施行し、令和2年(2020年)7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月2日から施行し、令和2年(2020年)7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月18日から施行し、令和3年(2021年)3月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)9月22日から施行し、令和2年(2020年)7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)12月23日から施行し、令和3年(2021年)12月23日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)4月1日から施行し、令和2年(2020年)7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)4月1日から施行し、令和4年(2022年)12月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)11月20日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)4月1日から施行し、令和6年(2024年)4月1日から適用する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年（ 年） 月 日
第 号

熊本県知事 様

（市町村長）

令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金交付申請及び実績報告書

このことについて、熊本県補助金等交付規則第 3 条、13 条及び令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金交付要項第 4 条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第 1 号様式別紙（第 4 条関係）

（単位：千
円）

番号	事業名	交付対象事業費	交付金額
合 計			

※別途定める総括表及び事業毎の算定様式を添付すること。

※「番号」欄は、交付要項別表を参照し、事業区分番号及び事業番号を記載すること。（例：「1-①」、「2-①」等）

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第2号様式（第5条関係）

令和 年（ 年） 第 号
月 日

（市町村長） 様

熊本県知事

令和2年7月豪雨被災者等支援交付金交付決定及び交付確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付け 第 号で申請及び報告のありました令和2年7月豪雨被災者等支援交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条第1項及び第14条の規定により、下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので、同規則第6条、第14条及び令和2年7月豪雨被災者等支援交付金交付要項第5条の規定により通知します。

記

交付決定及び交付確定額 金 千円

（内訳）

（単位：千円）

番号	事業名	交付対象事業費	交付金額
	合 計		

※ 「番号」は、交付要項別表に掲げる事業区分番号及び事業番号による。

